

タイトル	中華人民共和国農民專業合作社法
著者	北倉，公彦；孔，麗
引用	開発論集，80：147-160
発行日	2007-09-00

中華人民共和国農民專業合作社法

北 倉 公 彦*・孔

麗**

【訳者解題】

2004年2月8日に「農民の増収を促進する若干の政策に関する意見」が中共中央と国務院から公表された。これは2004年の「1号文件」⁽¹⁾とされているが、農業振興を取り上げたものとしては1986年以来のことである。その後、2005年、2006年、2007年の「1号文件」も農業振興、社会主義新農村建設⁽²⁾が取り上げられているが、「三農問題」の解決に対する中国政府と共産党の並々なぬ意気込みがうかがえる。

そこでは、農業の構造調整による農業内部の増収潜在力の顕在化、農村の二次・三次産業化などが中心課題とされているが、農村における経済組織の体系的整備はその一つの重要な政策課題といえる。

それは、家族経営方式を維持した上で、各種方式により農家を有効に組織する必要があるからである。同時に、農産物は相対的に供給過剰基調となっていることから買手市場となり、散在する零細な農民は市場で有利な立場を確保できないからである。

新中国建国以来の農村合作経済は、三つの発展段階に分けられる⁽³⁾。第一段階は、土地改革の完遂から1956年の互助合作までの時期である。この段階では、土地所有者となった農民が生産合作社を設立すると同時に、農村供销社を通して生産資材の購入と農産品の販買が行われた。第二段階は、人民公社化の時期であるが、集団所有制の下では、主体性の欠如、平均主義などの弊害が顕在化し、解体を余儀なくされた。第三段階は、家族請負経営責任制の実施以降、各種の合作経済組織が並存する時期である。

現在、中国の農村には、様々な名称と形態の経済組織が存在しているが、それは各経済組織が明確な法律的根拠を有していなかったからである。このような多種多様な経済組織は、包含して「農村合作経済組織」と通称されている。

中国の「農村合作経済組織」については、日中両国に多くの研究がある。その中で青柳斉⁽⁴⁾は、

* (きたくら ただひこ) 開発研究所研究員、北海学園大学経済学部教授

** (こん りー) 北海学園企画課 (北海学園大学大学院経済学研究科博士課程修了)

¹ 「1号文件」とは、その年の最重点政策として中共中央と国務院が発表するものであり、改革開放後、2007年までに農業・農村振興に関して9つの「1号文件」が発表されている。

² 2006年の1号文件にある「社会主義新農村建設」とは、都市と農村、西部と東部、人と自然の調和を実現する農村を建設しようとするものである。そのために、農地基盤の整備、あらゆる方法による農民収入の増加、社会的インフラの整備、農村末端の民主的な制度や管理を確立するとしている。

³ 徐旭初『中国農民專業合作經濟組織的制度分析』経済科学出版社、2005年7月。

⁴ 青柳斉『中国農村合作社の改革——供销社の展開構造——』、日本経済評論社、2002年6月、p 292。

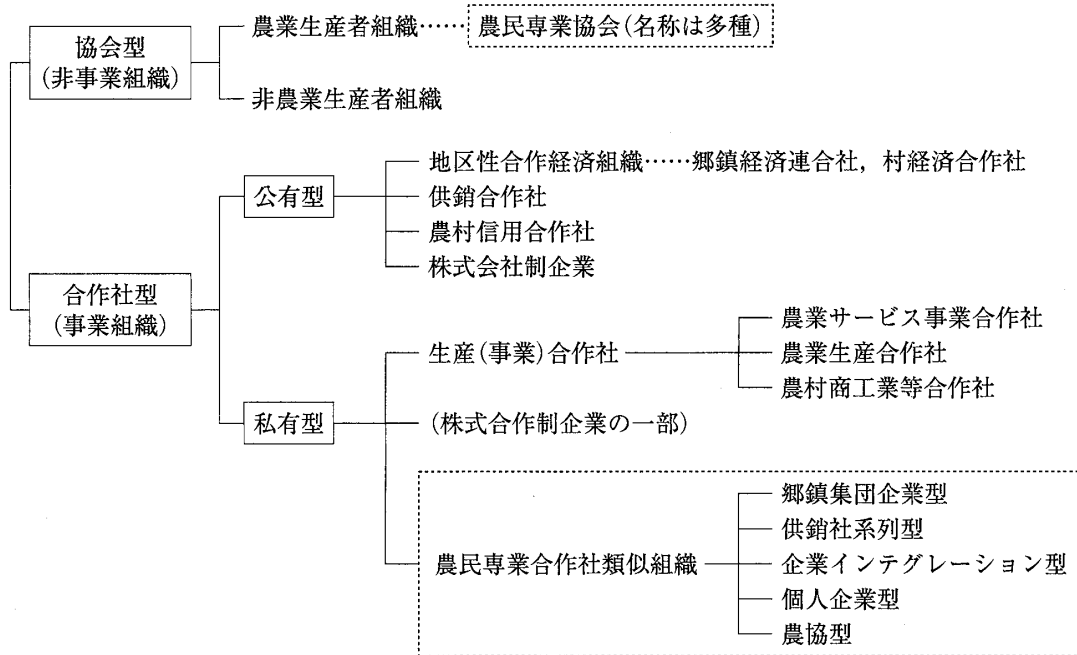


図1 農村合作経済組織の諸形態

出典：青柳齊『中国農村合作社の改——革供銷社の展開過程——』日本経済評論社，2002年6月，p 292 から訳者が整理して作成。

注：青柳は上図の農民專業合作社類似組織を「狭義の農民專業合作社」とし，農民專業協会と合わせて「広義の農民專業合作社」としているが，農民專業合作社法に基づくものとまぎらわしいので，ここでは「類似組織」と表記した。

現行の農村合作経済組織を企業形態的視点から，次のように類型的に整理している。まず，継続的な経済活動を行うか否かによって非事業組織と事業組織に区分し，組織形態から前者を「協会型」，後者は「合作社型」と名づけている（図1）。

「協会型」とするのは，このタイプには「農業專業技術協会」，「農民專業協会」など協会形式をとるものが多いからである。構成員と協会は比較的緩やかな関係にあり，大部分は関連部門に登録される社会団体組織である。

「合作社型」は，さらに「公有型」と「私有型」に区分されるが，いずれも構成員と緊密な関係を維持しており，商工業管理部門に登録されるものが多い。「公有型」の代表的なものとしては，販売・購買部門を主体とする「供銷合作社」と，信用部門を担う「農村信用合作社」がある。

中国農業部によると⁵⁾，2005年末現在，「農村合作経済組織」は全国で15万団体を超え，構成員数は2,363万戸に達し，農村総戸数の10%程度が組織されている。このうち，「協会型」の農業生産組織の団体数は全体の4分の3を占めている。また，「農村合作経済組織」の業務分野別には，生産と販売の一体的サービスを提供するものが37%と最も多く，技術情報サービスを

⁵⁾ 本データは，戴蓬軍瀋陽農業大学経済貿易学院教授から得たものである。

主とするものが20%、運輸と販売を主とするものが11%、加工を主とするものが9%、倉庫・貯蔵を主とするものが2%、その他が21%となっている。

こうした「農村合作經濟組織」のうち「供銷合作社」と「農村信用合作社」以外のものは、1980年代以降に形成されてきたものであるが、根拠となる法律はもっていなかった。その中で、2004年11月11日に中国で初めて「浙江省農民專業合作社条例」が公布された。これを契機として中央政府も法制化に動き、2006年10月31日の全人代常務委員会で採択され、本年2007年7月1日から施行されたのが「農民專業合作社法」である。しかし、農村合作經濟組織の一部に法律的地位を与えるものでしかない。

その制定の意義について全人代常務委員会副委員長の烏雲其木格⁶⁾は、広大な地域に散在している農民の根本的利益を保障するため、「民办（農民経営）、民有（農民所有）、民管（農民管理）、民受益（農民受益）」の原則に基づいて農民專業合作社を設立し、そこに法人格を与えるものであり、中国の農業生産経営体制の重大革新であると述べている。

さらに陸敏⁷⁾は、具体的にその意義について、①. 農産品大市場における小規模農業経営の地位向上による収入増加の潜在力の顕在化、②. 農民の市場参入を容易にする、③. 組織体制の明確化による組織化水準の向上、④. 法律的地位を与えることによる構成員の合法的權益のさらなる保障をあげている。

制定された「農民專業合作社法」は、農民の加入と脱退の自由を保障し、民主的管理と独立採算を基本としており、1950年代における合作化やそれに続く人民公社化とは、性格的にまったく異なるものである。

本法の施行により「農民專業合作社」が次々と設立されていくものと予想されるが、当面は、すでに存在する前掲図1の各種「農村合作經濟組織」のうち、農業生産者組織による「農民專業協會」と「農民專業合作社類似組織」が、「農民專業合作社」に衣替えしていくものが多いと思われる。

本年8月、遼寧省と黒竜江省における專業合作社として登録済み又は登録を予定している合作社の実地調査を行った。その結果、既存組織を母体に專業合作社を設立し、農業資材供給、農産品加工・販売、市場情報、技術普及など各種サービスを提供して、農家の分散的小生産と市場との問題を解決しようとしていることを確認した。

記者らは、日本型の農協とは異なる中国の実情に即した民主的な經濟組織としての農民專業合作社の発展を期待し、この訳出を試みたものである。それと同時に、中国における農民的酪農の展開可能性を探るためのものでもある。すなわち、世界的な牛乳製品需要の拡大に伴う飼料需要の急増と最近のバイオエタノールの生産拡大が、輸入飼料に依存する日本の畜産に大

⁶⁾ 姚潤豊「法律による農民專業合作社の建設と発展」、新華社、2007年7月2日、
http://www.agri.gov.cn/ztlz/hzsf/t20070702_845166.htm。

⁷⁾ 陸敏「中国で農民專業合作社が初めて受ける營業許可」、『經濟参考報』、2007年7月2日、
http://www.agri.gov.cn/ztlz/hzsf/t20070702_844880.htm。

きな影響を与えようとしているが、その影響を回避するためには、酪農生産の急速な拡大が予測される中国においては、農民的酪農の広範な展開が必要であり、そのために農民專業合作社が一つの重要な役割を担い得るのではないかと考えているからである。

【付記】

本訳出と遼寧省及び黒龍江省での実地調査は、平成 19 年度公益信託北海道開発国際交流基金助成による「中国東北地域の飼料生産と結合した酪農振興構想策定に関する研究（北倉公彦・孔麗共同研究）」の一環として行ったものである。

中華人民共和国主席令第 57 号

《中華人民共和国農民專業合作社法》は、2006 年 10 月 31 日の中華人民共和国第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 24 回会議で採択、公布され、2007 年 7 月 1 日から施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2006 年 10 月 31 日

中華人民共和国農民專業合作社法

第 1 章 総 則	第 6 章 合併、分立、解散と清算
第 2 章 設立と登記	第 7 章 支援政策
第 3 章 構成員	第 8 章 法律責任
第 4 章 組織機構	第 9 章 附 則
第 5 章 財務管理	

第 1 章 総 則

第 1 条 農民專業合作社の発展を支持し、農民專業合作社の組織と行為の規範とし、農民專業合作社及びその構成員の合法的權益を保護し、農業と農村經濟の発展を促進するために、本法を制定する。

第 2 条 農民專業合作社は、農村における家族請負經營の基礎の上に、同種の農産物の生産經營者又は同種の農業生産經營サービスの提供者、利用者が自発的に連合し、民主的な管理を行う互助的な經濟組織である。

農民專業合作社は、その構成員を主要なサービスの対象とし、農業生産資材の購入、農産品の販売、加工、輸送、貯蔵及び農業生産經營に関する技術と情報などのサービスを提供す

る。

第3条 農民專業合作社は、以下の原則に従うものとする。

- (1) 構成員は農民を主体とする。
- (2) 構成員へのサービスの提供を主とし、構成員全体の共同利益を追求する。
- (3) 加入、脱退は自由とする。
- (4) 構成員の地位は平等で、民主的な管理を実行する。
- (5) 剰余金は、主として構成員と農民專業合作社の取引量（額）に応じて還付する。

第4条 農民專業合作社は、本法に基づいて登録し、法人資格を取得する。

農民專業合作社は、構成員の出資、法定積立金、国家財政による直接補助、他人からの寄付及び合法的に取得したその他の資産により形成した財産について、占有し、使用と処分する権利を有する。また、それらの財産による債務に対して責任を負う。

第5条 農民專業合作社の構成員は、その口座に記載された出資額と法定積立金の持分の割合を限度に、農民專業合作社に対して責任を負うものとする。

第6条 国は、農民專業合作社及びその構成員の合法的な權益を保護し、いかなる単位と個人もそれを侵犯してはならない。

第7条 農民專業合作社は、生産經營活動を行うに当たり、法律、行政法規、社会規範、商業道德を遵守し、信用を誠実に守らなければならない。

第8条 国は、財政支援、税制上の優遇、金融、科学技術と人材の支援及び産業政策による誘導措置等を通じて、農民專業合作社の發展を促進するものとする。

国は、社会の各方面が力を合せて農民專業合作社にサービスを提供するよう奨励し、支援するものとする。

第9条 県級以上の各級人民政府は、農業行政主管部門とその他関連部門及び関連組織が、本法の規定によりそれぞれの職責に基づいて農民專業合作社の設立と發展に対して、組織的に指導、支援とサービスを提供するよう努めなければならない。

第2章 設立と登記

第10条 農民專業合作社を設立するためには、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 本法第 14 条, 第 15 条で規定する構成員が 5 名以上であること。
- (2) 本法の規定に合致する定款を有すること。
- (3) 本法の規定に合致する組織機構を有すること。
- (4) 法律と行政法規が規定する名称と定款に確定された住所を有すること。
- (5) 定款の規定に合致する構成員の出資があること。

第 11 条 農民專業合作社の設立には, 全設立者が参加する設立大会を開催しなければならない。設立者は設立時に自ら構成員になる者でなければならない。

設立大会は以下の職権を行使する。

- (1) 本合作社の定款の採択には設立者全員の賛成が必要である。
- (2) 選挙による理事長, 理事, 執行監事又は監事会構成員の選出。
- (3) その他の重要事項の審議。

第 12 条 農民專業合作社の規約には以下の事項を記載しなければならない

- (1) 名称と住所
- (2) 業務範囲
- (3) 構成員の資格, 加入, 脱退と除名
- (4) 構成員の権利と義務
- (5) 組織機構及びその設立方法, 職権, 任期, 議事規則
- (6) 構成員の出資方式, 出資額
- (7) 財務管理, 剰余金分配と損失処理
- (8) 定款の改正手順
- (9) 解散の理由と清算方法
- (10) 公告事項と公表方法
- (11) その他規定する必要がある事項

第 13 条 農民專業合作社を設立するには, 以下の書類を工商行政管理機構に提出し, 設立登記の申請をしなければならない。

- (1) 登記申請書
- (2) 設立者全員の署名と押印がある設立大会紀要
- (3) 設立者全員の署名と押印がある規約
- (4) 法定代表者, 理事の就任文書と身分証明書
- (5) 出資構成員の署名と押印がある出資リスト
- (6) 住所使用の証明
- (7) 法律, 行政法規が規定するその他の文書

登記機関は、登記申請書を受理した日から 20 日以内に登記手続きを完了させ、登記条件に合致する申請者に営業許可証を交付するものとする。

農民專業合作社の法定登記事項を変更する場合は、登記変更の申請をしなければならない。
農民專業合作社の登記方法は國務院が規定し、登記処理の費用を徴収してはならない。

第 3 章 構 成 員

第 14 条 民事行為能力を持つ公民及び農民專業合作社の業務と直接関わりのある生産經營活動に従事する企業、事業単位又は社会団体は、農民專業合作社が提供するサービスを利用することができ、農民專業合作社の定款を承諾し遵守し、定款に規定された加入手続きをした場合、農民專業合作社の構成員になることができる。ただし、公共事務の管理職能をもつ単位は農民專業合作社に加入することはできない。

農民專業合作社は、全体構成員の名簿を揃えて、登記機関に報告しなければならない。

第 15 条 農民專業合作社の構成員のうち、農民の割合は少なくとも構成員総数の 80%以上でなければならない。

構成員総数が 20 人未満の場合は、企業、事業単位又は社会団体の 1 つが構成員となることが認められるが、構成員総数が 20 人以上の場合は、企業、事業単位又は社会団体の構成員が構成員総数の 5 %を超えてはならない。

第 16 条 農民專業合作社の構成員は、以下の権利を有する。

- (1) 総会に参加し、議決権、選挙権と被選挙権を持ち、定款の規定に基づき当該合作社に民主的管理を行わせる権利。
- (2) 当該合作社が提供するサービスと生産經營施設の利用。
- (3) 定款の規定又は総会の決議によって剰余金の分配を受ける権利。
- (4) 当該合作社の定款、構成員名簿、総会又は総代会記録、理事会會議決議、監事會會議決議、財務會計報告と會計帳簿の査閲。
- (5) 定款に規定に定められたその他の権利。

第 17 条 農民專業合作社総会の選挙と表決は 1 人 1 票制とし、構成員はそれぞれ 1 票の基本議決権を有する。

出資額又は本合作社との取引量（額）が多い構成員は、定款の規定に基づき付加議決権を持つことができる。ただし、当該合作社の付加議決権の総数は構成員基本議決権総数の 20%を超えてはならない。総会の開催に当たっては、その都度、付加議決権を有する構成員及びその付加議決権数を會議出席者に告知しなければならない。

定款では付加議決権の行使範囲に制限を設けることができる。

第 18 条 農民專業合作社の構成員は以下の義務を果たさなければならない。

- (1) 総会、総代会と理事会の決議の履行
- (2) 定款の規定に基づく当該合作社への出資
- (3) 定款の規定に基づく当該合作社との取引
- (4) 定款の規定に基づく損失の負担
- (5) 定款の規定に定められたその他の義務

第 19 条 農民合作社の構成員が脱退する時は、必ず年度財務が終了する 3 ヶ月前に、理事長又は理事会に脱退の届出を提出しなければならない。ただし、企業、事業単位又は社会団体構成員が脱退する場合は、財務年度が終了する 6 ヶ月前までにその届出を提出しなければならない。なお、定款で特別に規定された場合にはその規約に従う。脱退した構成員の資格は財務年度の終了時に失う。

第 20 条 構成員の資格がなくなる前に農民專業合作社と締結した契約は、引き続いて履行しなければならない。ただし、定款に別途の規定がある場合又は当該合作社と特別な約定がある場合は除く。

第 21 条 構成員の資格がなくなったとき、農民專業合作社は定款の規定に基づいた方法と期限で、構成員口座に記載された出資額と法定積立金の持分を払い戻さなければならない。構成員の資格が終了する前の剰余金の分配については、本法第 37 条第 2 項の規定によりその構成員に還付しなければならない。

資格が終了する構成員には、定款の規定に基づき資格終了前における当該合作社の損失と債務を分担させなければならない。

第 4 章 組 織 機 構

第 22 条 農民專業合作社総会は、全構成員から構成され、本合作社の権力機構であり、以下の職権を行使する。

- (1) 定款の改正
- (2) 理事長、理事、執行監事又は監事会構成員の選挙と罷免
- (3) 重要財産の処理、對外投資、對外担保と生産經營活動におけるその他の重要事項に関する決定
- (4) 年度の業務報告、剰余分配方案、損失处理方案の承認

- (5) 合併，分立，解散，清算に関する決議
- (6) 経営管理人員と專業技術人員の人数，資格と任期の決定
- (7) 理事長又は理事会の構成員變動状況に関する報告の聴取
- (8) 定款の規定に定められたその他の職権

第 23 条 農民專業合作社が召集する総会は，出席人数が構成員総数の 3 分の 2 以上を超えなければならない。

総会が選挙又は決議をする場合，当該合作社構成員の議決権総数の半分以上をもって採択するものとする。定款の改正又は合併，分立，解散などを決議する場合は，当該合作社構成員の議決権総数の 3 分の 2 以上でなければならない。ただし，定款で議決権数に対してこれより厳しい条件を課している場合は，その定款の規定に従うものとする。

第 24 条 農民專業合作社の総会は，毎年少なくとも 1 回開催しなければならない。会議の召集は定款の規定に従う。以下の一つに該当する場合には，20 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

- (1) 構成員の 30%以上が提案する場合
- (2) 執行監事又は監事会が提案する場合
- (3) 定款の規定に定められたその他の場合

第 25 条 農民專業合作社の構成員が 150 人を超える場合は，定款の規定に基づき総代会を設置することができる。総代会は，定款の規定に基づき総会の一部又は全部の職権を行使することができる。

第 26 条 農民專業合作社は，理事長 1 名を置き，また理事会を置くことができる。理事長は当該合作社の法定代表者である。

農民專業合作社は，執行監事又は監事会を置くことができる。理事長，理事，総経理と財務會計担当者は監事を兼任することができない。

理事長，理事，執行監事又は監事会構成員は，総会で本合作社の構成員の中から選出され，本法と定款の規定に基づき職権を行使し，総会に責任を負う。

理事会会議，監事会会議の議決は 1 人 1 票とする。

第 27 条 農民專業合作社の総会，理事会，監事会で決議した事項は会議記録を作成し，会議出席の構成員，理事，監事は会議記録に署名しなければならない。

第 28 条 農民專業合作社の理事長又は理事会は，総会の決定によって総経理と財務會計担当者

を招聘して任命するものとする。理事長又は理事は、総経理を兼任することができる。総経理は定款の規定又は理事会の決定によって、その他の人員を招聘し任命することができる。

総経理は規約の規定と理事長又は理事会の授権によって、具体的な生産経営活動に責任を負う。

第 29 条 農民專業合作社の理事長、理事と管理人員は、以下の行為をしてはならない。

- (1) 当該合作社の資産の横領、流用又は私的に使用すること
- (2) 定款の規定に違反し又は総会の同意を得ずに、当該合作社の資金を他人に貸与し又は当該合作社の資産をもって他人に担保を提供すること
- (3) 他人と当該合作社との取引手数料を私的に所有すること
- (4) 当該合作社の経済利益に悪影響を及ぼすその他の活動を行うこと

理事長、理事と管理人員が以上の規定に違反して得た収入は、当該合作社の所有に属するものとする。当該合作社に与えた損失については賠償の責任を負わなければならない。

第 30 条 農民專業合作社の理事長、理事、総経理は、同種の業務性質をもつその他の農民專業合作社の理事長、理事、監事、総経理を兼任してはならない。

第 31 条 農民專業合作社の業務と関係がある公務執行者は、農民專業合作社の理事長、理事、監事、総経理又は財務会計担当者となることができない。

第 5 章 財 務 管 理

第 32 条 国务院財政部門は、国の関係法律、行政法規に基づいて農民專業合作社の財務会計制度を制定する。農民專業合作社は、国务院財政部門が制定した財務会計制度に基づいて会計計算を行わなければならない。

第 33 条 農民專業合作社の理事長又は理事会は、定款の規定に基づき年度業務報告、剰余金分配方案、損失処理方案及び財務会計報告を作成し、総会開催 15 日前に事務所に置いて構成員の査閲に供しなければならない。

第 34 条 農民專業合作社とその構成員との取引と、農民專業合作社が提供するサービスを利用する非構成員との取引は、区分して計算しなければならない。

第 35 条 農民專業合作社は、定款の規定又は総会の決議に基づいて、当年の剰余金は法定積立金を取り崩して充当することができる。法定積立金は損失補償、生産経営の拡大又は構成員

の出資振替えに充当する。

毎年、取り崩した法定積立金は、定款の規定に基づき構成員の持分に応じて定量化するものとする。

第 36 条 農民專業合作社は、構成員ごとに口座を作らなければならない。主な記載事項は以下のとおりである。

- (1) 当該構成員の出資額
- (2) 当該構成員の法定積立金の持分
- (3) 当該構成員の当該合作社との取引量（額）

第 37 条 損失補償と法定積立金を差し引いた残りの当年の剰余金は、農民專業合作社の分配可能な剰余金とする。

分配可能な剰余金は、以下の規定に基づき構成員に還付するか分配する。具体的な分配方法は定款の規定又は総会の決議を経て確定する。

- (1) 構成員と本合作社との取引量（額）に応じて還付するものとするが、還付総額は分配可能な剰余金の 60% を下回ってはならない。
- (2) 前項の規定により還付した残りの剰余金は、構成員の口座に記載された出資額と法定積立金の持分に応じて分配するものとする。また、当該合作社が国から受けた直接補助金と他人から寄贈された財産は、構成員の持分に応じて均等に割り当て、当該合作社の構成員の割合に応じて分配する。

第 38 条 執行監事又は監事会を置く農民專業合作社においては、執行監事又は監事会が本合作社の財務についての内部審査に責任を負い、審査結果は構成員大会に報告しなければならない。

総会は、審査機関に本合作社の財務審査業務を委託することもできる。

第 6 章 合併、分立、解散と清算

第 39 条 農民專業合作社が合併する場合、合併決議案を提出する日から 10 日以内に債権者に通知しなければならない。合併する合作社のそれぞれの債権、債務は、合併後の合作社又は新設組織が継承するものとする。

第 40 条 農民專業合作社が分立する場合、その財産も相応に分割する。また、分立決議案を提出する日から 10 日以内に債権者に通知しなければならない。分立前の債務は分立後の組織が継承し、連帯責任を負う。ただし、分立前の債権者と債務の完済については書面で協議する

ものとするが、とくに他の約定がある場合を除く。

第 41 条 農民專業合作社は、以下の事由が発生した場合に解散する。

- (1) 定款に規定された解散の事由が生じた場合
- (2) 総会が解散を決議した場合
- (3) 合併又は分立による解散が必要な場合
- (4) 法律により営業許可証が取り消され又は撤回された場合

前記第 1 項、第 2 項、第 4 項により解散する場合は、解散の事由が生じた日から 15 日以内に、総会で推薦された構成員で清算グループを組織し、解散清算を開始する。期限内に清算グループを組織できない場合、構成員、債権者は人民法院に申請し、メンバーを指定して清算グループを組織し、清算業務を行うことができる。人民法院は当該申請を受理した後は、直ちにメンバーを指定し、清算グループを組織して清算業務を行うものとする。

第 42 条 清算グループは成立した日から農民專業合作社の管理を引き継ぎ、未了の業務、財産と債権の整理、債務の清算、債務履行後の剰余財産の分配について責任をもって処理し、農民專業合作社を代表して訴訟に参加し、仲裁又は他の法律手続きに参加するものとする。清算が完了した後、登記の取消し手続きを行わなければならない。

第 43 条 清算グループは、成立した日から 10 日以内に農民專業合作社の構成員と債権者に通知し、また、60 日以内に新聞に公告を出さなければならない。債権者は通知を受けた日から 30 日以内、通知を受けない者は公告があった日から 45 日以内に、清算グループに対し債権の申し立てをしなければならない。規定の期間内にすべての構成員と債権者が通知を受けた場合、清算グループは公告義務を免除される。

債権者は債権を申し立て、債権に係する事項を説明するとともに、証明材料を提供しなければならない。清算グループは、当該債権の登記業務を行わなければならない。

債権の申立期間中において清算グループは、債権者に対して返済業務を行ってはならない。

第 44 条 農民專業合作社は、本法第 41 条第 1 項により解散する場合、又は人民法院が破産の申請を受けた場合、構成員の脱退手続きを受理することはできない。

第 45 条 清算グループは、農民專業合作社社員の給料、社会保険費用などの包括的完済、未納税金とその他の各種債務の完済及び剰余財産の分配を含む清算に関する方案作成の責任を負い、総会の採択又は人民法院の確認を経た後に実施するものとする。

清算グループは、農民專業合作社の財産が債務を完済する上で不足する場合、法律に基づき人民法院に破産の申請をしなければならない。

第 46 条 農民專業合作社は、国家財政からの直接補助により財産を得た場合、解散、破産の清算時に構成員に分配できる剰余資産とすることができない。その処理方法は国务院の規定に従うものとする。

第 47 条 清算グループの構成員は、職業ルールを忠実に守り、法律に基づく清算義務を履行しなければならない。故意又は重大な過失により農民專業合作社の構成員及び債権者に損失を与えた場合は、賠償の責任を負わなければならない。

第 48 条 農民專業合作社の破産は、企業破産法の規定を適用する。ただし、破産費用と共益債務の返済後に残る破産財産は、破産前に農民構成員との取引における未決済の金額を優先して返済するものとする。

第 7 章 支 援 政 策

第 49 条 国は、農業の発展と農村經濟建設のプロジェクトを支援するものとし、条件が揃った農民專業合作社に委託してその支援業務を実施することができる。

第 50 条 中央と地方の財政は、農民專業合作社の情報収集、人材育成、農産品品質標準と認証、農業生産基盤施設の建設、市場販売と技術普及などのサービスに対して、それぞれの資金を割り振るものとする。少数民族地区、辺境地区と貧困地区の農民專業合作社と国や社会が緊急に必要とする農産品を生産する農民專業合作社に対しては、優先的に支援するものとする。

第 51 条 国の政策性金融機関は、様々な形式で農民專業合作社に多方面の資金的支援を与えるものとする。具体的な支援政策は国务院が規定する。

国は、商業性金融機関を督励して様々な形式により、農民專業合作社に対して金融サービスを提供するよう努めなければならない。

第 52 条 農民專業合作社は、国が規定する農業生産、加工、流通、サービス、その他農業經濟活動に対して税制上の特惠を受ける。

農民專業合作社の発展を支援するためのその他の税制上の優遇政策は、国务院が規定する。

第 8 章 法 律 責 任

第 53 条 横領、流用、差し押さえ、私的使用又はその他の方法で農民專業合作社及びその構成員の合法的な財産を侵害した場合、非合法的に農民專業合作社及びその構成員の生産經營活

動に干渉し、農民專業合作社及びその構成員に利用を割当てたり、農民專業合作社及びその構成員に有料サービスを受けることを強要し、農民專業合作社に経済的損失を与えた場合、法に基づき法律的责任を追及する。

第 54 条 農民專業合作社が登記機関に虚偽の登記資料を提出し、又は他の詐欺的手段により登記した場合は、登記機関により修正を命ぜられるものとする。とくに悪質な場合は、登記を取り消す。

第 55 条 農民專業合作社は、法律に基づいて主管部門に提出した報告などの資料に虚偽の内容を記載した場合、又は重要な事実を隠した場合は、法に基づき法律的责任を追及する。

第 9 章 附 則

第 56 条 本法は 2007 年 7 月 1 日から施行する。